

農業委員会だより

発行：編集

岩手町農業委員会

令和6年3月31日発行

電話 62-2111

FAX 62-3589



内容

- ◆家族経営協定調印式
- ◆農地の日の活動・総会議決の概要
- ◆農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さん
- ◆農地を相続したら農業委員会へ届け出を
- ◆農業者年金で明るい将来計画

家族経営協定調印式



家族経営協定調印式が3月27日岩手町役場で開催され、7組の家族（新規4組・再協定3組）が協定を結びました。

家族経営協定とは農業経営に携わる世帯員全員が意欲とやりがいを持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、就業環境について、家族間での十分な話し合いに基づいて取り決めたことを文書化するものです。

調印式は、農業委員等が見守る中、佐々木光司町長、田野島義人八幡平農業改良普及センター所長、福士好子町農業委員会会長立ち合いのもと行われ、町内の家族経営協定の締結数は103組となりました。経営主も家族も経営のパートナーとして、働きやすい環境をつくっていこうと決意を新たにしました。

5年度の活動報告

(1) 産業民生常任委員会との意見交換会

5月30日、産業民生常任委員会との意見交換会が開催されました。物価高騰等により苦境に立たされている農業経営や全国的に問題となっている深刻な担い手不足等、農業を取り巻く現状を説明し、町に対し将来を見据えた支援策の強化と予算確保について要望を行いました。



(2) 「農地の日」の活動

7月28日、「農地の日」の県下一斉活動の一環として「農地利用状況調査」を行いました。

本調査は全国的にも増加傾向にある遊休農地や耕作放棄地の早期発見・防止を目的とし、今年度は昨年の調査規模（約14ヘクタール、103筆）を大きく上回る約44ヘクタール（153筆）の農地状況を確認しました。

調査後に各農地の地権者へ農地の今後の利用に対する意向の聞き取りを行い、農地の活性化や有効利用を図っています。



(3) 令和5年度農業委員会総会議決の概要

| 項目 | 件数 | 項目 | 件数 |
|----------|----|----------------------|-----|
| 農地法第3条許可 | 17 | 農地利用集積計画 (利用権設定) | 139 |
| 農地法第4条許可 | — | 贈与税等納税猶予 届出に係る証明 | 9 |
| 農地法第5条許可 | 13 | 農作業賃金の決定 | 1 |
| 農地法適用外証明 | 11 | 農業振興地域整備 計画に対する意見 | 1 |
| 転用の例外 | 5 | | |

農地の貸借・売買・転用は 許可が必要です

- 農地を貸借・売買する場合は農業委員会の許可が必要です。また、農地以外に利用（転用）する場合、県知事の許可が必要となります。
- 申請受付期間は、毎月1日から10日までです。10日が閉庁日の場合はその前日までの取りまとめとなる他、取りまとめ日以降の申請は翌月1日以降の受付となりますのでご注意ください。

農業委員会からのお知らせ

(1) 農業委員・農地利用最適化推進委員の皆さん

任期満了に伴い、議会の同意を得て町長から任命を受けた農業委員、農業委員会から委嘱を受けた農地利用最適化推進委員の皆さんを紹介します。なお、会長に福士好子委員、会長職務代理者に佐々木夏子委員が就任しました。任期は令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。

農業委員会では農地を売りたい（貸したい）人と買いたい（借りたい）人の仲介をしています。所有者不明農地でも簡易な手続きで借りることが出来るようになりました。農地に関するお悩み事は、農業委員、担当地区の推進委員にお気軽にご相談ください。

| | | | | | | | | |
|-----------|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 水堀地区 |  ふくし よしこ 福士 好子 (小山沢) |  はやさか ひろみ 早坂 浩美 (尾呂部) |  くちき よしみ 朽木 ヨシミ (朽木林) | 沼宮内地区 |  ふじさわ あきひろ 藤澤 暁宏 (下大町) |  ふがね しゅういち 府金 秀一 (新町) |  なかむら しげのぶ 中村 重信 (江刈内) |  みaura ひろたか 三浦 啓臣 (太田) |
| 北山形・岩瀬張地区 |  はば せいいち 幅 清一 (日の神子) |  ほその せいえつ 細野 清悦 (岩瀬張) |  しろかば ほまれ 白椋 誉 (白椋) | 南山形地区 |  ささき なつこ 佐々木 夏子 (子九十) |  なかがみ こういち 中関 康一 (大渡) |  みやて まさはる 宮手 正晴 (水無) |  |
| 一方井地区 |  ささき かねみ 佐々木 金見 (上黒内) |  きくち のぶこ 菊池 暢子 (大股) |  たなか まさし 田中 正志 (下浮島) |  |  いままつ かずひろ 今松 一広 (今松) |  みaura しんご 三浦 新吾 (下鳴沢) |  えんどう てるみ 遠藤 輝美 (大森) |  いままつ みつお 今松 三男 (上浮島) |
| 久保地区 |  ふくろ ますひろ 福浦 昌博 (落合) |  くぼ みつひこ 久保 晃彦 (久保) |  よこた けんいちろう 横田 堅一郎 (落合) | 川口地区 |  せがわ ひろみ 瀬川 浩美 (野原) |  しらはた やすお 白旗 康夫 (芦田内) |  うらた たかのり 浦田 孝則 (二ッ森) |  |

(2) 令和5年度農林水産大臣賞受賞

3月15日、表彰状伝達式が県農業会議定期総会に併せて開催され、前松本良子町農業委員会会長が農林水産功績者等表彰規程に基づき農林水産大臣賞を受賞しました。平成14年から農業委員として活動し、平成26年7月に県初の女性会長に就任。平成29年9月には県農業会議副会長に就任し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消に尽力するなど、農業の振興と発展に貢献されました。



(3) 農地を相続したら農業委員会への届出が必要です

相続などにより農地の権利を取得した場合、権利取得を知った日からおおむね10か月以内に、農地が所属する農業委員会への届出をお願いします。また、届け出の際には登記完了書が必要となります。

令和6年4月から相続登記が義務化され、正当な理由なく3年以内に相続登記をせず放置した場合は罰則がありますので、必ず届出をお願いします。

(4) 農業者年金で明るい将来計画を

あなたの老後への備えは十分ですか。

高齢農家の家計費は夫婦二人で月額約22万円必要です。

国民年金の不足分を農業者年金でカバーしましょう。

農業者年金は長い老後をしっかりサポートし、あなたを応援します。

3つの要件を満たせば、どなたでも加入することができます。

- ①国民年金第1号被保険者 *納付免除者を除く
 - ②年間60日以上農業に従事
 - ③60歳未満
- *60~65歳未満の国民年金任意加入者もOK



農業経営者



自営業との兼業農家



配偶者



後継者とその配偶者



農業従事者
農家のパートさん



農地の権利名義を
持たない畜産農業者・
施設園芸等農業者など

👉 農業者年金の6つの特徴とメリット 🖋️

- ① 農業者なら広く加入でき、途中脱退、再加入も可能です
- ② 少子高齢時代に強い「積立方式・確定拠出型」の年金です
- ③ 通常加入の場合、保険料の額は自由に決められます
- ④ 終身年金で、80歳前に亡くなられても遺族に対しての死亡一時金があります
- ⑤ 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象など、税制面で大きな優遇措置があります
- ⑥ 一定の要件を満たす担い手には、保険料の国庫補助制度があります

👉 老後の備えを考えましょう 🖋️

あなたの老後への備えは十分ですか？

年金は家族一人ひとりについて準備することが大切です

老後の備えは国民年金プラス農業者年金が基本です

農業者の平均寿命 男性87歳 ⇒ 65歳で引退した場合 約22年
女性92歳 ⇒ 65歳で引退した場合 約27年

老後の家計 264万円/年
国民年金 158万円/年
※夫婦とも40年間支払った場合

夫婦2人の現金支出額 月額約22万円
老後の生活にこんなにお金がかかります
1か月あたり約10万円不足します

👉 農業者年金に加入すれば… 🖋️

例えば30歳夫婦2人農業者年金に加入 保険料2万円(月額)納付

年額 男性 53万円 女性 45万円 を受け取れる予定です
(運用利回り2.5%、予定利率0.7%で試算した場合)



上乗せ年金には農業者年金が最適です



「全国農業新聞」購読はじめてみませんか。



地方版で身近なニュースもお伝えしています。

- 発行日 毎週金曜日
- 購読料 1ヵ月700円
- 申込 農業委員会事務局または農業委員へ

農政の動きを知り経営に役立てる！
週刊でお届けする

「全国農業新聞」

全国農業新聞は農業者の公的代表機関である農業委員会系統組織が農業者の立場から編集・発行している「農家のための情報誌」です。是非、ご購入ください。